

---

再エネ地域共生連絡会議 全国会議  
(森林法に基づく林地開発許可制度の規律強化)

---

令和8年4月14日  
林野庁治山課

# 森林の保全と適正な利用に関する森林法の規制

- 森林の有する公益的機能の適切な発揮を確保するため、森林法に基づく保安林制度や林地開発許可制度等により、森林の保全と適正な利用を図っている。
- 公益的機能の発揮が特に要請される森林については、保安林に指定し、開発行為を厳しく規制する一方で、規制に伴う損失補償や税制の優遇を措置。
- 保安林以外の民有林における開発行為については、森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るため、都道府県知事権限の林地開発許可制度により規制。

## ● 森林の保全と適正な利用に関する森林法の規制

### 森林法の目的

- 森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

### 森林を保全する規制制度

#### 保安林制度

〔 = 公益的機能の発揮が特に求められる森林 〕

- 公益的機能の発揮が特に要請される森林について、森林法に基づき保安林に指定し、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制。
- 規制に伴う損失補償や税制の優遇措置。

※ 保安林解除は、他に適地を求めることができないこと等が要件となるため、太陽光発電設備の設置目的では解除しない。

#### 林地開発許可制度

〔 = 保安林以外の民有林（普通林） 〕

- 開発行為によって森林の機能が失われることによる災害の防止等を図るため、保安林以外の民有林における開発行為を規制。

〔 太陽光発電設備の設置 : 面積0.5ha超  
その他の開発行為 : 面積1.0ha超 など 〕

## ● 森林法に基づく開発規制や手続の区分

保安林 (= 公益的機能の発揮が特に求められる森林)	普通林 (= 保安林以外の民有林)
<b>保安林の指定・解除</b> (大臣又は知事権限)	一定規模を超える場合 <b>林地開発許可</b> (知事権限)
<b>保安林内作業許可</b> (知事権限)	一定規模を超えない場合 <b>伐採届</b> (市町村長権限)

# 林地開発許可制度の概要

- 森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るため、保安林以外の森林での一定規模を超える開発行為については、**都道府県知事の許可**が必要（自治事務）。
- 許可に当たっては、**災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全**の4つの要件を満たすことが必要であり、防災施設の設置等の措置が講ぜられることが許可基準。

## ■ 林地開発許可の対象となる森林

- 地域森林計画の対象となる民有林（保安林等を除く）

- ※ 国有林と保安林以外の森林の殆どが対象
- ※ 地域森林計画は都道府県知事が策定

## ■ 林地開発許可の対象となる開発行為

- 土石の採掘や林地以外への転用などの**土地の形質の変更を行う行為**のうち、次に掲げる区分に応じ、それぞれ**次の規模を超えるもの**

- ・道路の新設又は改築：面積1haかつ幅員3m
- ・**太陽光発電設備の設置：面積0.5ha**
- ・**その他の開発行為：面積1ha**

開発行為の例) 住宅造成、別荘地、ホテルなどの宿泊施設、ゴルフ場やスキー場、遊園地などのレジャー施設、工場、採石場、土捨て場、道路、太陽光発電設備 など

## ■ 監督処分

- 無許可開発や違反行為に対して、**中止命令や復旧命令の監督処分**を実施
- 監督処分に従わない場合等には、**告発や行政代執行**を実施

## ■ 罰則

- **3年以下の拘禁刑**又は**300万円以下の罰金**

## ■ 林地開発許可の審査

- 都道府県知事は、申請が以下の要件を満たしているときに限り許可

### 災害の防止

開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと

- ▶ 土工、法面保護の適切な実施や、排水施設等の防災施設の設置等

### 水害の防止

開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと

- ▶ 洪水調節池の適切な設置等

### 水の確保

開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと

- ▶ 貯水池や導水路の適切な設置等

### 環境の保全

開発行為により、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと

- ▶ 残置森林等の適切な配置

- 都道府県審議会、関係市町村長の意見聴取

# 太陽光発電に係る林地開発許可制度の許可基準等の見直し

(令和元年度及び令和4年度)

**太陽光発電に係る林地開発の特殊性**等を踏まえ、森林での設備設置による災害等への影響に関するデータや、検討会での有識者による意見等に基づき、**許可基準等を見直し**（令和元年度・令和4年度）。

- ❑ 太陽光発電に係る林地開発の特殊性を踏まえ、これまでの基準より大規模な排水施設を整備すること、残置森林を周辺部や尾根部に配置することなど、太陽光発電に係る許可基準の運用を整備。
- ❑ 太陽光発電に係る小規模林地開発における災害発生状況に関するデータに基づき、太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発に係る許可を要する規模を面積1ha超から0.5ha超に引き下げ。
- ❑ 林地開発における災害発生状況や近年の降雨形態の変化等を踏まえて、より強い雨量強度へ対応する防災施設の整備等の許可基準の運用を見直し。

## 令和元年度見直し（新規通知：令和元年12月24日施行）

### 太陽光発電に係る林地開発の特殊性を踏まえた見直し

【主なもの】

- ① **平均傾斜度が30度以上の自然斜面**である場合に、擁壁又は排水施設等の**防災施設を確実に設置**
- ② 排水施設の計画に係る雨水流出量の算出に用いる**流出係数を0.9～1.0と設定**
- ③ 残置森林及び造成森林を合わせた森林率をおおむね25%（うち、**残置森林率はおおむね15%**）以上とし、**原則として周辺部に配置するとともに、尾根部については原則として残置森林を配置**

など

## 令和4年度見直し（政省令、通知改正：令和5年4月1日施行）

### 林地開発における災害発生状況や近年の降雨形態の変化等を踏まえた見直し

【主なもの】

- ① 太陽光発電設備の設置に係る許可を要する規模を**面積1ha超から0.5ha超に引き下げ**
- ② 許可申請者に対し、**防災措置を行うために必要な資力・信用、能力を証する書類添付を義務付け**
- ③ 排水施設や洪水調整池の**設計雨量強度の基準の強化**とともに、**防災施設の先行設置を許可条件に例示**
- ④ 緑化措置について、**一定期間の経過観察の後に植生の定着等を確認**

など 4

# 林地開発許可制度の実効性の強化（令和7年森林法改正）

- **林地開発許可制度の実効性の強化**のため、令和7年5月に森林法を改正（令和8年4月1日施行）し、**許可条件違反に対する罰則**や**命令違反者の公表に係る仕組み**を措置。
- 法改正を踏まえ、**制度の運用に係る内容を、技術的助言として都道府県宛てに通知**。

## 改正に至った事例

### ■ 許可条件違反により、災害が発生した事例

A県における太陽光発電設備の設置において、許可条件に防災施設の先行設置を付していたが、防災施設と同時に伐採とパネル設置を進めたため、土砂が流出し周辺道路・水田に被害。



**許可条件違反に対する罰則**を新設  
（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）

## 改正に至った事例

### ■ 違反状態にある土地がそれを知らない者に売却され、違反状態の解消が困難となることとなった事例

B県で工場等用地の開発が無許可で行われ、県は違反者に中止等を求め、開発は中止。その後、土地売却の話が出たため、県は違反者の了解を得た上で購入検討者に違反の事実を伝えた結果、購入検討者は違反状態のままの購入を断念。

県が違反状態の事実を伝えなければそのまま購入した可能性。

都道府県知事が、**開発行為の中止・復旧命令に従わない者を公表可能とする仕組み**を新設

# 大規模太陽光発電に係る林地開発許可制度の許可基準等の見直し (令和7年度)

「**大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ**」（令和7年12月23日関係閣僚会議決定）を踏まえ、検討会での有識者による意見等に基づき、**大規模太陽光発電に係る林地開発の許可基準等を見直し**（令和7年度）。**技術的助言として都道府県宛てに通知**。

## ➤ **大規模太陽光発電設備の設置に係る残置森林率等の引き上げ**

### 改正前の主な内容

- 残置及び造成による森林率はおおむね25%（残置森林率はおおむね15%）以上
- 事業区域内の開発行為に係る森林面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置
- 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置

従来の許可基準に加え、**開発行為に係る森林面積が40ha以上の場合、**

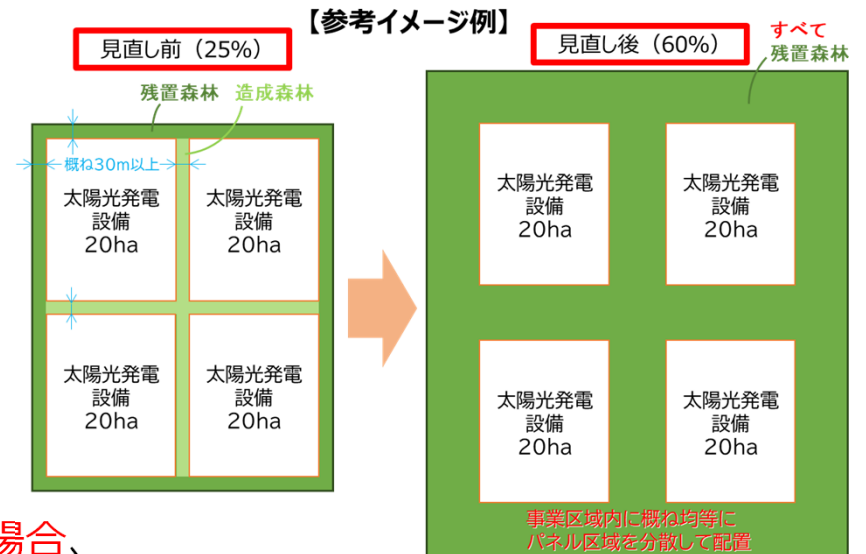
- 残置森林率はおおむね60%以上（すべて残置森林）とする。**
- 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、**事業区域内に概ね均等にパネル区域を分散して配置**する。

## ➤ **市町村長による開発行為における利害関係者への意見聴取**

森林法第10条の2第6項に基づき都道府県知事が関係市町村長の意見を聴くに当たっては、**市町村長は必要に応じて開発行為によって影響を受ける者の意見を聴取**する。

## ➤ **許可後の長期間未着手又は開発行為未完了案件への対応**

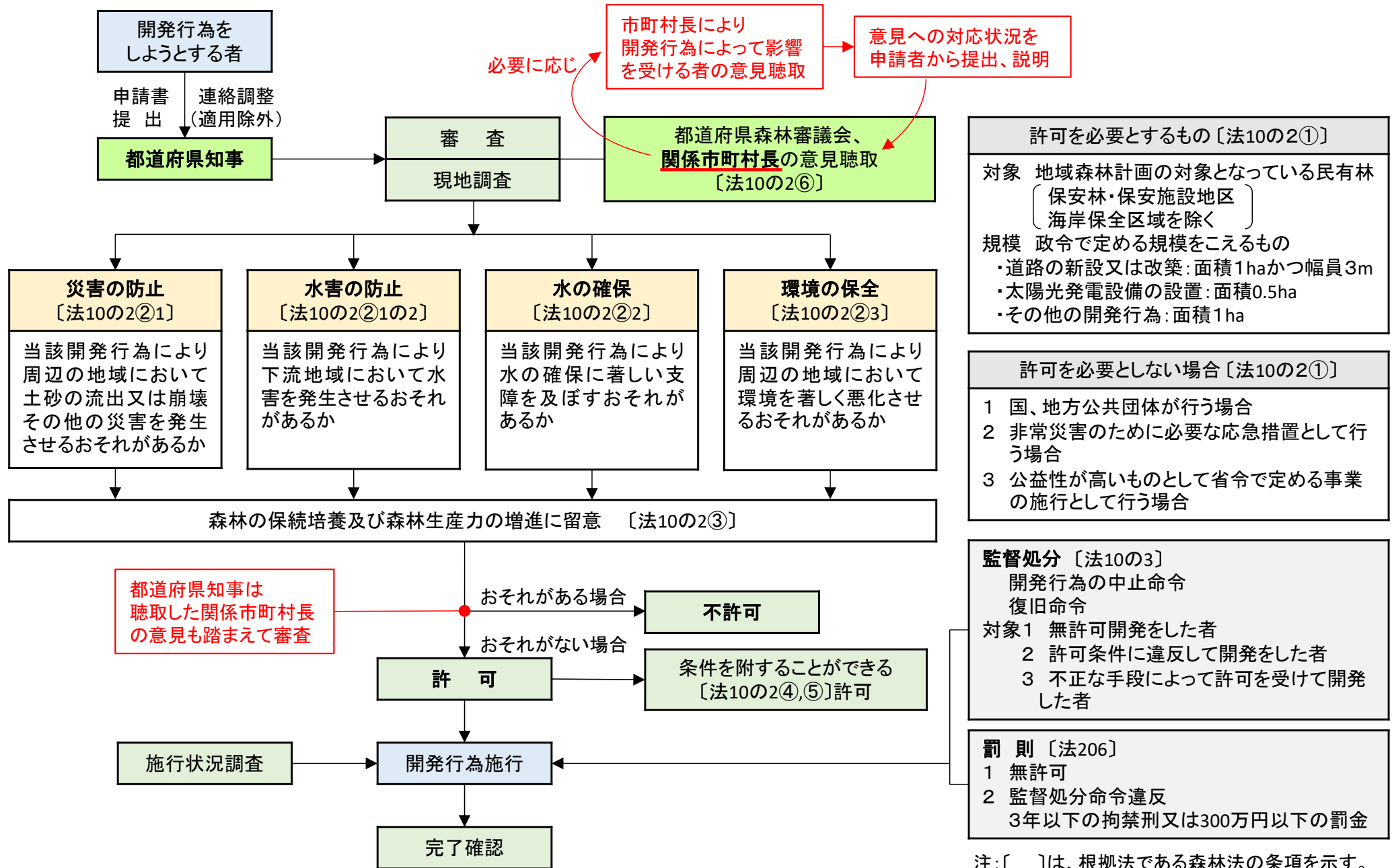
許可処分を受けた開発行為が長期間未着手などの場合においては、適正な開発が困難になるおそれがあるため、**事業者**に廃止届といった必要な手続を取らせるなど、**許可権者により適切に対応**する。



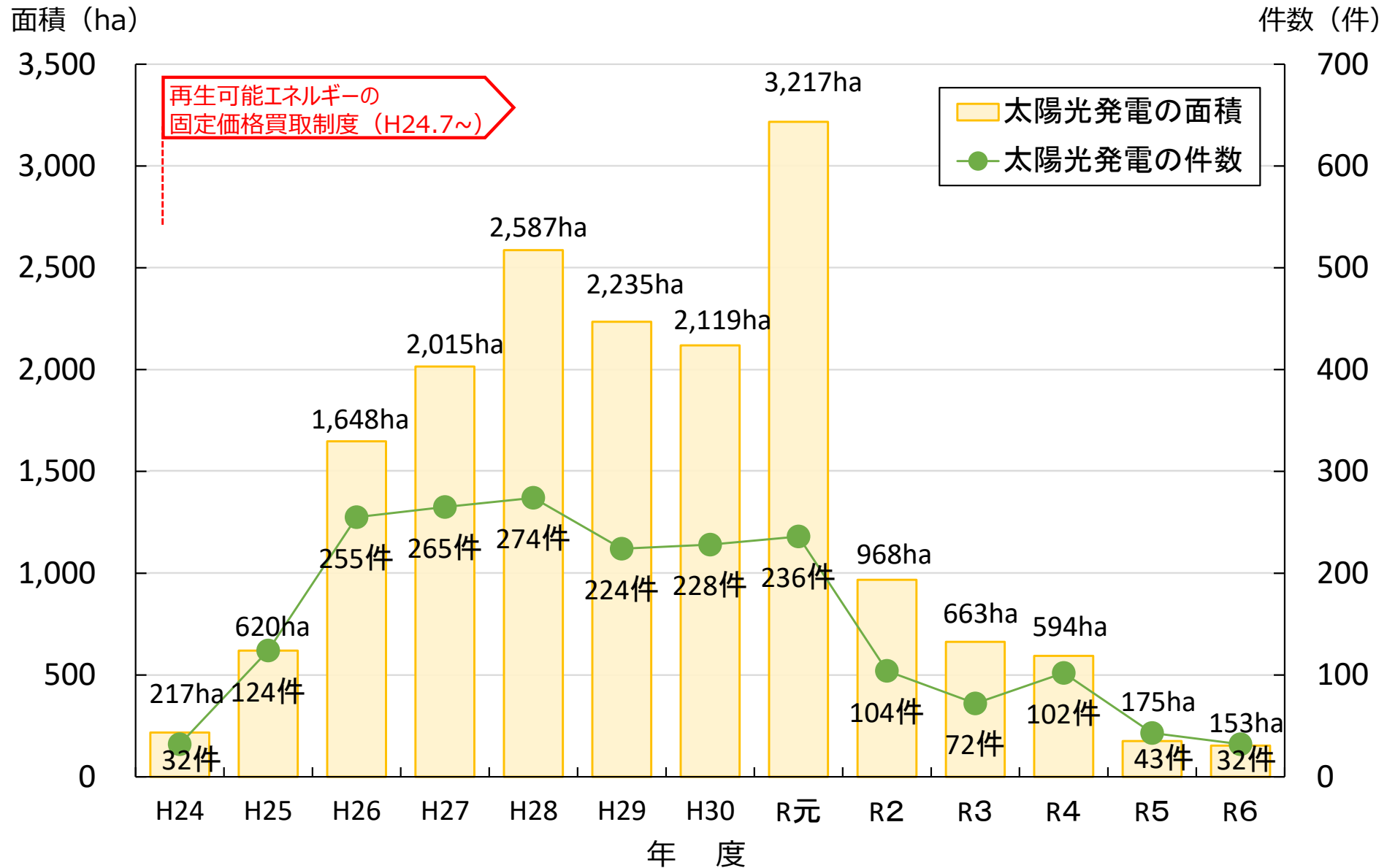
【参考】

林地開発許可制度の体系図（追加イメージ）

※ 赤字箇所：追加事項



# 【参考】 近年の太陽光発電に係る林地開発許可の件数及び面積



# 【参考】 林地開発許可処分及び許可制の適用されない開発行為 (連絡調整に係るものを含む) の開発目的別の推移

